



カメラに向かってピース

おしらせ

無料の電話相談 お気軽に利用を

岩手県高齢者総合支援センターでは、各種電話相談を受け付けています。相談は無料で、内容は秘密厳守されますので、お気軽にご利用ください。

◎「高齢者なんでも相談～シルバー110番」

高齢者やその家族が抱える悩み事に応じる高齢者総合相談(シルバー110番)を受け付けています。法律や認知症、介護などの悩みを電話で専門家に無料で相談できます。

▷相談日 月・水・金(祝日や年末年始を除く)

▷受付時間 午前9時～午後5時

▷相談先 ☎019-625-0110
※弁護士法律相談や認知症相談などの専門相談は事前予約が必要です。

◎「いわて認知症電話相談」

認知症患者やその家族を対象に「いわて認知症電話相談」を受け付けています。周囲に話しづらい悩み事がある人や日中家を空けられない人でも、電話で日ごろの悩みを相談することができます。

▷相談日 月～金(祝日や年末年始を除く)

▷受付時間 午前9時～午後5時

▷相談先 ☎0120-300-340

◆問い合わせ 岩手県高齢者総合支援センター(☎019-625-0110)へどうぞ。

町への意見はこちら

町では、町への意見や要望、提案などを常時、受け付けています。

▷電話 82-3111(代表)

▷ファクス 82-4989

▷メール info@town.iwate-yamada.lg.jp

不動産などの悩み 無料相談会を開催

岩手県不動産鑑定士協会では、不動産の無料電話相談会を開催します。不動産の悩みなどを相談できますので、お気軽にご利用ください。

▷相談日 4月12日(金)

▷相談先

①午前9時～正午

▶城石不動産鑑定(株)

(☎019-613-2422)

▶(有)空環研究所

(☎019-651-0996)

▶(同)昭典不動産鑑定事務所

(☎0198-29-4777)

②午後1時～4時

▶東日本不動産コンサルタント(有)

(☎019-626-5256)

▶東野不動産鑑定事務所

(☎019-624-1999)

▶(一財)日本不動産研究所盛岡支所

(☎019-652-1821)

◆問い合わせ (一社)岩手県不動産鑑定士協会(☎019-604-3070)へどうぞ。

お金の相談や出前講座 気軽にご利用ください

東北財務局盛岡財務事務所では、お金の相談や出前講座の申し込みを受け付けています。

◎多重債務無料相談窓口

「多重債務無料相談窓口」を設置し、借入金の返済などのお悩み相談に応じています。電話でも受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

▷相談時間 平日▶午前8時半～正午▶午後1時～4時半

▷場所 盛岡合同庁舎4階(盛岡市内丸)

▷相談先 ☎019-622-1637

◎金融経済教育出前講座

学童クラブや福祉事業所などの団体を対象に正しいお金の使い方や振り込め詐欺防止などを学ぶ出前講座を開催しています。

◆申込先・問い合わせ 東北財務局盛岡財務事務所(☎019-625-3353)へどうぞ。

立地適正化計画を 19日に公表します

町では、3月19日に「山田町立地適正化計画」を公表します。公表後、町内の居住誘導区域外で一定の規模以上の住宅を建築する場合や商業施設、文化施設、医療施設などの誘導施設を建築する場合に届け出が必要になりますので、忘れずに届け出るようにしてください。

※詳しい内容は、町のホームページをご覧ください。

◆問い合わせ 町都市計画課都市計画係(内線242)へどうぞ。

自衛隊の採用試験 願書受け付けます

防衛省・自衛隊では、次の各試験の申し込みを受け付けます。申し込み方法などの詳しい内容は、お問い合わせください。

◎「陸・海・空一般曹候補生」

▷試験日(1次)…5月17日から26日までの1日を指定(本人の希望日)

▷応募資格 18歳以上32歳以下の入

▷申込期間 3月1日～5月7日

▷入隊時期 来年3月下旬～5月上旬

◎「陸・海・空一般幹部候補生」

▷試験日(1次)…4月20日、21日

※21日は海・空飛行要員のみ

▷応募資格 ▶22歳以上25歳以下の人▶20歳以上22歳以下の人で大学を卒業または卒業見込みの人▶27歳以下の人で修士課程を修了または修了見込みの人

▷申込期間 3月1日～4月12日

※自衛隊に興味がある人を対象に、随時説明会を開催していますので、参加を希望する人は、お問い合わせください。

◆申込先・問い合わせ 自衛隊岩手地方協力本部宮古地域事務所(☎63-3881)へどうぞ。

証明書のコンビニ交付 スマートフォンが便利

これまで各種証明書をコンビニエンスストアで取得する場合、マイナンバーカードが必要でしたが、スマートフォン用電子証明書を搭載したスマートフォンがあれば、マイナンバーカードを持参していなくても、住民票の写しなどを取得できるようになりました。

スマートフォン用電子証明書を利用するためには、デジタル庁が運用しているマイナポータル(オンライン行政サービス)から申し込みを行う必要がありますので、下記のQRコードからお手続きください。



QRコード

※詳しい内容は、お問い合わせください。

◆問い合わせ 町町民課住民記録係(内線121)へどうぞ。

民法の嫡出推定制度 4月から改正します

令和6年4月1日から民法の嫡出推定制度が改正されます。離婚後300日以内に生まれた子どもは、母親が前夫以外の男性と再婚後に生まれた場合、再婚した夫の子として推定されることになるため、再婚後の夫を父とする出生の届出が可能になります。そのほかにも、子や母も嫡出否認の訴えを提起できるようになります。

嫡出推定制度の詳しい内容は、下記QRコードから確認またはお問い合わせください。



QRコード

◆問い合わせ 町町民課住民記録係(内線123、124)へ。